

報告第 6 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

專決第 5 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成１７年１１月２４日議決）第１号及び第２号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月23日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年3月27日 午後0時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 豊橋市神野新田町地内 |
| 3 | 賠償する相手方 | 〃 |
| 4 | 事故の概要 | 研修参加者を搬送する庁用バスが昼食場所の駐車場に駐車するため車両を後退させた際に、隣接する相手方の住宅のフェンスに接触し、フェンスが損傷した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 〃円 |

報告第7号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

新城市長 下江洋行

專決第 7 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成１７年１１月２４日議決）第１号及び第２号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月25日専決

新城市長 下江洋行

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年5月15日 午前9時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 豊川市牛久保町城下地内 |
| 3 | 賠償する相手方 | 〃
〃 |
| 4 | 事故の概要 | 特定家庭用機器再商品化法対象製品を豊川市内の指定引取場所へ搬入する際、当該施設の入口を通り過ぎてしまったことから、後退にて入口まで戻ろうとしたところ、後続する相手方の車両に接触し、相手方の車両の左ヘッドライト及びボンネットを破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 〃円 |

報告第 8 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

專決第 8 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成１７年１１月２４日議決）第１号及び第２号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月7日専決

新城市長 下江洋行

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年9月2日 午後1時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市川田字本宮道地内 |
| 3 | 賠償する相手方 | 〃
〃 |
| 4 | 事故の概要 | 市道本宮線の路面に窪んだ箇所があり雨水等が溜まっていたところ、当該窪み付近において道路舗装の新設がされたことからアスファルト合材の油分が当該窪みに溜まった雨水等に混入した。そして、これを通行車両が跳ね上げたことで、油分の混入した雨水等が相手方の車両及び住宅の外壁等に付着し、汚損した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 〃円 |

報告第9号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第6号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月11日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	旧鳳来総合支所等解体工事
2	工 事 場 所	新城市長篠字下り箆1番2外
3	変更前請負契約金額	206,378,700円
4	変更後請負契約金額	209,364,100円
5	今回変更による増額	2,985,400円
6	契 約 の 相 手 方	新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加 藤 栄 志

報告第 10 号

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和 6 年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
15,395,120	—	—	7.5	55.0

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.75	17.75	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和 6 年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第 1 1 号

新城市土地開発基金の運用状況

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 5 項の規定により、令和 6 年度新城市土地開発基金の運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 1 2 号

公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 13 号

有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成 17 年新城市条例第 227 号）第 17 条の規定により、令和 6 年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 1 4 号

新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 15 号

令和 6 年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
04 衛生費	02 清掃費	ク リ ー ン セ ン タ ー 整 備 事 業	5	55,000,000	0	49,500,000	0	5,500,000	0	0	0	0	0	55,000,000	0	49,500,000	0	5,500,000
			6	82,500,000	0	74,200,000	0	8,300,000	132,000,000	0	118,700,000	0	13,300,000	△ 49,500,000	0	△ 44,500,000	0	△ 5,000,000
			計	137,500,000	0	123,700,000	0	13,800,000	132,000,000	0	118,700,000	0	13,300,000	5,500,000	0	5,000,000	0	500,000
10 教育費	04 社会教育費	地 域 文 化 広 場 改 修 事 業	5	102,757,000	0	92,400,000	0	10,357,000	0	0	0	0	102,757,000	0	92,400,000	0	10,357,000	
			6	123,307,000	0	110,900,000	0	12,407,000	153,777,800	0	138,300,000	0	15,477,800	△ 30,470,800	0	△ 27,400,000	0	△ 3,070,800
			計	226,064,000	0	203,300,000	0	22,764,000	153,777,800	0	138,300,000	0	15,477,800	72,286,200	0	65,000,000	0	7,286,200
10 教育費	05 保健体育費	学 校 給 食 施 設 改 築 事 業 (本体工事分)	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			5	2,172,615,000	149,280,000	1,932,200,000	0	91,135,000	1,602,786,290	79,684,000	1,472,300,000	0	50,802,290	569,828,710	69,596,000	459,900,000	0	40,332,710
			6	560,753,000	34,210,000	502,800,000	0	23,743,000	950,280,710	35,838,000	883,900,000	0	30,542,710	△ 389,527,710	△ 1,628,000	△ 381,100,000	0	△ 6,799,710
			計	2,733,368,000	183,490,000	2,435,000,000	0	114,878,000	2,553,067,000	115,522,000	2,356,200,000	0	81,345,000	180,301,000	67,968,000	78,800,000	0	33,533,000
10 教育費	05 保健体育費	学 校 給 食 施 設 改 築 事 業 (受入室改修工 事分)	5	47,960,000	0	45,500,000	0	2,460,000	17,950,000	0	17,000,000	0	950,000	30,010,000	0	28,500,000	0	1,510,000
			6	78,584,000	0	74,600,000	0	3,984,000	82,931,000	0	78,700,000	0	4,231,000	△ 4,347,000	0	△ 4,100,000	0	△ 247,000
			計	126,544,000	0	120,100,000	0	6,444,000	100,881,000	0	95,700,000	0	5,181,000	25,663,000	0	24,400,000	0	1,263,000

第 9 0 号議案

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（自動車の使用等の公営） 第 2 条 新城市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 9 3 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により新城市に帰属することとならない場合に限る。 （1） （略） （2） ビラを作成する場合 候補者 1 人について、<u>8 円 3 8 銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額 （3） （略） （公費の支払） 第 5 条 新城市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のう	（自動車の使用等の公営） 第 2 条 新城市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 9 3 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により新城市に帰属することとならない場合に限る。 （1） （略） （2） ビラを作成する場合 候補者 1 人について、<u>7 円 7 3 銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額 （3） （略） （公費の支払） 第 5 条 新城市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のう

ち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 新城市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

ち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 新城市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、新城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に要する費用の限度額を見直すため必要があるからである。

第 9 1 号議案

新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（介護休暇） 第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 1 8 条第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） 〔第 1 8 条へ移設〕	（介護休暇） 第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 1 5 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな</u>

〔第 19 条へ移設〕

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条 任命権者は、新城市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年新城市条例第 45 号）第 26 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 新城市職員の育児休業等に関する条例第 26 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児

しなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 15 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

〔新設〕

期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第20条 (略)

(委任)

[第15条の3を移設]

[第15条の4を移設]

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第17条 (略)

(委任)

第21条 (略)

第18条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

理 由

この案を提出するのは、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関する規定を整備する等のため必要があるからである。

第 9 2 号議案

新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 新城市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（育児休業法第 1 2 条及び第 1 9 条第 <u>6</u> 項において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項、同条第 2 項（育児休業法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 1 4 条及び第 1 5 条（これらの規定を育児休業法第 1 7 条において準用する場合を含む。）、第 1 7 条、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項 <u>から第 3 項まで</u>及び第 <u>5</u> 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 2 1 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（育児休業法第 1 2 条及び第 1 9 条第 <u>3</u> 項において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 1 0 条第 1 項、同条第 2 項（育児休業法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 1 4 条及び第 1 5 条（これらの規定を育児休業法第 1 7 条において準用する場合を含む。）、第 1 7 条、第 1 8 条第 3 項並びに第 1 9 条第 1 項及び第 <u>2</u> 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第 2 1 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数 <u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務

く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の養育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号

の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業等の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年新城市条例第44号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定により市長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の養育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

〔新設〕

<u>に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>	[新設]
<u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>	[新設]
<u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>	[新設]
<u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業に準じる休業)</u>	
第23条 育児休業法第19条第1項の規定による承認のほか、任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため<u>第1号部分休</u>	第23条 育児休業法第19条第1項の規定による承認のほか、任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため<u>勤務時間の一</u>

<u>業又は第２号部分休業に準じる休業</u>をすることを承認することができる。 ２ 第２１条<u>から前条まで</u>の規定は、任命権者が前項の規定による承認を行う場合について準用する。<u>この場合において、前条中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは、「１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子」と読み替えるものとする。</u> （部分休業等をしている職員の給与の取扱い） 第２４条 職員（会計年度任用職員を除く。）が<u>育児休業法第１９条第１項に規定する</u>部分休業又は前条第１項に規定する休業（以下「部分休業等」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、給与条例第２３条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２ （略） （部分休業等の承認の取消事由） 第２５条 <u>育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。</u>	<u>部（１日につき２時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内の時間に限る。）について</u>休業をすることを承認することができる。 ２ 第２１条<u>及び</u>前条の規定は、任命権者が前項の規定による承認を行う場合について準用する。 （部分休業等をしている職員の給与の取扱い） 第２４条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業又は前条第１項に規定する休業（以下「部分休業等」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、給与条例第２３条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２ （略） （部分休業等の承認の取消事由） 第２５条 <u>第１４条の規定は、部分休業等について準用する。</u>
--	---

（新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年新城市条例第２２０号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（給与の減額） 第２０条 （略） ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現	（給与の減額） 第２０条 （略） ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現

に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が指定する者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。）を養育するための１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）若しくはこれに準ずる休業（当該職員が部分休業のほか、その１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）を養育するための１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が指定する者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。）を養育するための１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）若しくはこれに準ずる休業（当該職員が部分休業のほか、その１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）を養育するための１日の勤務時間の一部（２時間から特別休暇（選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として管理者が定める場合における休暇をいう。）の時間を減じた時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年１０月１日から施行する。
（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の新城市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

理 由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 9 3 号議案

新城市水道事業給水条例等の一部改正

新城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(新城市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 新城市水道事業給水条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(給水装置の工事の施工) 第 7 条 給水装置の工事は、管理者又は管理者により法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定を受けた者（法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を受けた者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業又は工業用水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長により同項の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 (略)	(工事の施工) 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者により法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定を受けた者（法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を受けた者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。 2・3 (略)

(新城市下水道条例の一部改正)

第 2 条 新城市下水道条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 2 6 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(排水設備等の工事の<u>施工</u>)	(排水設備等の工事の<u>実施</u>)

第9条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し必要な技能を有する者で、管理者<u>により</u>指定<u>を受けたもの</u>が<u>施工する</u>。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 第12条 次に掲げる基準に適合しない水質の汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（9） （略） （10） 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排出基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排出基準に係る数値	第9条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し必要な技能を有する者で、管理者が指定するものでなければ<u>施工することができない</u>。 第12条 次に掲げる基準に適合しない水質の汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（9） （略） （10） 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排出基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌<u>群</u>数を除く。） 当該排出基準に係る数値
---	---

（新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正）

第3条 新城市地域下水道の管理に関する条例（平成17年新城市条例第229号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（排水設備の<u>工事</u>の施工） 第5条 排水設備の新設等の<u>工事は、排水設備の工事に関し必要な技能を有する者で、管理者により</u>指定<u>を受けたものが施工する</u>。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行</u>	（排水設備の施工） 第5条 排水設備の新設等は、管理者が指定する排水設備指定工事店にこれを施工させなければならない。

<u>わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	
2 (略)	2 (略)

(新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正)

第4条 新城市農業集落排水施設の管理に関する条例（平成17年新城市条例第230号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(排水設備の工事の<u>施工</u>) 第6条 排水設備の新設等の工事（以下この条及び次条において「工事」という。）は、工事に関し必要な技能を有する者で、管理者により指定を受けたものが施工する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	(排水設備の工事の<u>実施</u>) 第6条 <u>申請者が行う</u>排水設備の新設等の工事（以下この条及び次条において「工事」という。）は、工事に関し必要な技能を有する者で、管理者が指定するものでなければ施工することができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が給水設備等に関する工事を行うことができるようにする等のため必要があるからである。

第 9 4 号議案

令和 7 年度新城市一般会計補正予算（第 2 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 5 号議案

令和 7 年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 6 号議案

令和 7 年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 7 号議案

令和 7 年度新城市大野財産区特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 98 号議案

令和 6 年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 99 号議案

令和 6 年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 0 号議案

令和 6 年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 1 号議案

令和 6 年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 2 号議案

令和 6 年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 3 号議案

令和 6 年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 4 号議案

令和 6 年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 5 号議案

令和 6 年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 6 号議案

令和 6 年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 7 号議案

令和 6 年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 8 号議案

令和 6 年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 9 号議案

令和 6 年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 0 号議案

令和 6 年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 1 号議案

令和 6 年度新城市一鍬田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市一鍬田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 2 号議案

令和 6 年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 3 号議案

令和 6 年度新城市大野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市大野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 4 号議案

令和 6 年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市川合池場財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 5 号議案

令和 6 年度新城市海老財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市海老財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 6 号議案

令和 6 年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市山吉田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 7 号議案

令和 6 年度新城市作手財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度新城市作手財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 8 号議案

令和 6 年度新城市病院事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度新城市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 9 号議案

令和 6 年度新城市水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度新城市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 0 号議案

令和 6 年度新城市工業用水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度新城市工業用水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 1 号議案

令和 6 年度新城市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度新城市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 2 2 号議案

訴えの提起

次のとおり売買代金返還請求の訴えを提起したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下江洋行

1 被告となるべき者

2 訴えの要旨

市が行う狭あい道路整備事業に係り、市と土地売買契約及び物件移転補償契約を締結した被告となるべき者は、両契約に基づく前払金を受け取ったにもかかわらず、契約から長期間が経過し、再三の履行請求を行ってもなお応じることなく未履行のままであった。さらに、当該者は、債務超過の状態にあり、当該者に対して金銭債権を有して本件土地売買契約の対象土地に抵当権を設定した債権者が、抵当権を実行して競売開始決定がされたことから、履行確保は困難となった。

このような状況から、市は当該場所における狭あい道路整備事業の事業実施を断念し、両契約を解除して前払金の返還を請求することとしたが、当該者はこれにも応じることなく、前払金を返還しようとししない。

このことから、市が当該者に支払った前払金の返還等を請求するため、売買代金返還請求の訴えを提起するもの。理 由 この案を提出するのは、土地売買契約及び物件移転補償契約の解除に係る売買代金 返還請求の訴えを提起するため必要があるからである。

第 1 2 3 号議案

新城市公平委員会委員の選任

次の者を新城市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████ ████	伏 木 勇	████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和 7 年 1 1 月 2 8 日をもって任期満了となる公平委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 2 4 号議案

新城市教育委員会委員の任命

次の者を新城市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	夏 目 真 治	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和7年11月28日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 2 5 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	菅 沼 孝 夫	████████████

理 由

この案を提出するのは、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 2 6 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	夏 目 俊 雄	

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 2 7 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	村 井 和 雄	████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 2 8 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	佐々木 正 五	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって辞任したい旨の申出をした財
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 2 9 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	夏目清和	[REDACTED]

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 130 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	小野田 友太郎	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 3 1 号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	成 瀬 文 雄	XXXXXXXXXXXX

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって辞任したい旨の申出をした財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 3 2 号議案

新城市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	小澤康史	

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 3 3 号議案

新城市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	佐 宗 治	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 3 4 号議案

新城市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	森 田 隆 弘	████████

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第 1 3 5 号議案

新都市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理条例（平成１７年新城市条例第２３８号）第３条の規定により議会の同意を求める。

令和7年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
〃	加藤元之	〃

理 由

この案を提出するのは、令和7年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。